

## 女性消防吏員の更なる活躍の推進

## 1. 女性消防吏員を取り巻く現状

消防本部においては、昭和44年（1969年）に川崎市が12人の女性消防吏員を採用したことに始まり、以降、横浜市、越谷市、日立市、所沢市、東京都などが採用を開始した。平成6年（1994年）には女子労働基準規則（昭和61年労働省令第3号）の一部改正により、消防分野における深夜業の規制が解除され、女性消防吏員も24時間体制で消防業務に従事できるようになり、現在、救急業務のほか警防業務を含む交替制勤務を行う女性消防吏員の割合は全女性消防吏員の約5割となっている。

このように、少しずつ女性消防吏員の職域の拡大が図られ、女性消防吏員数が増加してきたところであるが、平成30年4月1日現在、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合は2.7%（特集6-1図）であり、警察官9.4%、自衛官6.5%、海上保安官6.6%といった他分野と比較しても少ない状況である（自衛官は平成29年度末現在）。

女性消防吏員がいない消防本部数は、年々減少しているものの、平成30年4月1日現在、全国728本部中209本部（28.7%）あり、その約7割が消防吏員数100人未満の消防本部である。

また、近年、全国の消防本部で、年間約300人の女性消防吏員が採用されている一方、約100人が退職しているため、女性消防吏員の純増は年間約200人にとどまっている。

消防分野においても女性消防吏員が増加し、活躍することにより、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることが期待される。

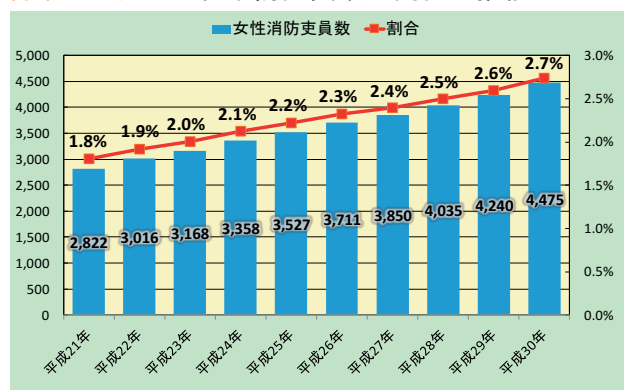
住民サービスの向上については、例えば、救急業務においては、女性傷病者に抵抗感を与えずに活動できることなどが挙げられる。

また、消防組織の強化については、男性の視点だけでなく、女性の視点が加わることにより、多様な視点でものごとを捉えることができるようになる

こと、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、組織に多様なニーズに対応できる柔軟性が備わっていくことが挙げられる。

消防庁では、女性消防吏員が生き生きと職務に従事できる職場環境づくりを、ソフト・ハード両面から支援する方策の検討を目的として、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」を平成27年3月から7月まで開催した。

特集6-1図 女性消防吏員数・割合の推移



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

## 2. 市町村及び各消防本部の取組

消防庁は「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年7月29日付け消防消第149号消防庁次長通知）を发出し、以下の取組を市町村及び各消防本部に対し要請した。

## （1）女性消防吏員の計画的な増員の確保

## ア 数値目標の設定による計画的な増員

消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、平成38年度当初までに5%に引き上げることを共通目標とする。

この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、本部ごとの実情に応じて、数値目標を設定した

上で、計画的な増員に取り組むこと。

実態調査によると、平成 29 年度までに数値目標を設定した消防本部は 685 本部（93.6%）あり、平成 28 年度の 482 本部（65.8%）より 203 本部増加している。

## イ 女性の採用の拡大に向けた積極的な取組

### （ア）積極的な PR 活動の展開

女性消防吏員を増加させるためには、まずは消防を自らの職業として選択肢に含める女性を大幅に増やすことが喫緊の課題であることから、各消防本部は、これから社会人になる年齢層の女性に対し、具体的な業務内容や勤務条件等を含め、消防の仕事の魅力について、より積極的に PR するとともに、消防は女性が活躍できる職場であることの理解を深めるための説明会等を行うこと。

### （イ）採用試験における身体的制限について

採用募集に際し、身長・体重等の身体的制限を設けている消防本部においては、こうした制限が消防の職務の遂行上、必要最小限かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかどうか、検証の上、必要に応じて見直しを検討すること。

### （ウ）女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討

消防は、市町村長部局の業務とは異なり、一定の隊員数で現場での部隊活動を行うため、現場活動従事者に長期の休暇や休業を取得する職員が生じた際に、必ずその欠けた 1 人を代替として補充しなければ部隊活動に支障を来すという職務上の特殊性を有する。

今後、消防本部が行う女性消防吏員の採用の大幅拡大にあわせ、市町村においては、消防における職務上の特殊性を理解のうえ、適切な措置を検討すること。具体的には想定される休業等に際し、消防力を継続的に維持できるような代替職員の確保等が考えられること。

## （2）適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大

消防業務において、法令による制限を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性消防吏員の意欲と適性に応じた人事配置を行うこと。

なお、各隊の活動水準について一定レベルを確保

することは必要不可欠であり、性別を問わず、各隊員がその活動に必要な能力を満たさなければならぬ点に留意すること。

## （3）ライフステージに応じた様々な配慮

現状においては、女性消防吏員が極端に少ないこと、妊娠・出産といった母性保護に係る配慮や、子育て期における配慮が必要であることから、女性についてライフステージに応じた人事上の様々な配慮が必要であること。

## （4）消防長等消防本部幹部職員の意識改革

消防長は、消防本部のトップとして消防事務を統括し、全ての消防職員を指揮監督するなど、市町村の他の幹部職員と比較しても特に重い責任・権限を有している。そのため、消防長には、女性消防吏員の活躍推進を組織的に実施していくための強いリーダーシップの発揮が求められる。

各消防本部の消防長は、女性の活躍推進の意義を十分に理解し、自らの責務として各種の施策を実行すること。また、消防本部幹部職員に対しても、研修等により女性の活躍推進について理解を深めるよう取組を行うこと。

## （5）その他

### ア 施設・装備の改善

各消防本部においては、女性消防吏員の活躍の場を広げるために、消防本部・消防署・支所（出張所）等において、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進すること。

なお、消防署所等における女性専用施設の整備に要する経費について、平成 28 年度から特別交付税措置を講じている。

また、女性消防吏員の要望に応じて、女性用の被服・装備品の導入を積極的に進めること。

### イ 女性の活躍情報の「見える化」の推進

各消防本部においては、女性割合、女性の採用者数、女性の管理職の割合及び女性活躍推進に向けた取組状況について、ホームページに掲載するなど「見える化」を推進すること。

### 3. 消防庁の取組

#### (1) 女子学生等を対象とした職業説明会（ワンデイ・インターンシップ）等

ワンデイ・インターンシップとは、これから社会人となる年齢層の女性に、消防の仕事の魅力と消防分野での女性活躍の可能性を知ってもらい、消防を志す女性を増やすために各消防本部と連携して実施するもので、平成 29 年度は全国 8 か所の会場で開催し、107 消防本部の協力の下、470 人の参加があった（特集 6-1 表）。

各会場では、消防士を目指すきっかけや、消火、救急、救助、火災予防等の各業務の経験などについての現役女性消防吏員による講演や座談会を行うとともに、ブースを設け現役女性消防吏員との対話を通じて、様々な疑問にもきめ細かく対応した。また、近隣の消防署にて執務室の見学や消防車両の体験乗車、消防活動訓練の見学等を実施した。

平成 30 年度においても、上記職業説明会を開催するほか、民間主催の就職イベントへの各消防本部の参加の呼び掛けや消防本部が実施する女子学生等向け職場体験の支援等を行っている。

また、平成 30 年度は、現役の女性消防吏員をゲストとして招き、インターネットを利用した職業説明会を実施している。チャット可能なライブ配信だけでなく、録画型のオンデマンド配信でバックナンバーも視聴することができるため、全国の女子学生等が、それぞれの都合の良い日時に閲覧できるようにしている。

#### 特集 6-1 表 職業説明会（ワンデイ・インターンシップ）開催実績

【平成 29 年度の開催実績】

開催日程	開催地域（都市）	女性参加者数	協力消防本部数
平成29年9月2日(土)	北海道（旭川市）	30	9
平成29年9月3日(日)	関東（さいたま市）	83	15
平成30年1月14日(日)	九州（北九州市）	76	13
平成30年1月20日(土)	四国（松山市）	27	11
平成30年1月21日(日)	中国（岡山市）	58	9
平成30年2月4日(日)	近畿（大阪市）	106	25
平成30年2月10日(土)	中部（岐阜市）	43	17
平成30年2月17日(土)	東北・北陸（新潟市）	47	8
合計		470	107

#### (2) ポスター等による広報

平成 29 年度に引き続き、30 年度も、女性を対象とした消防の魅力伝えるためのポスター（特集 6-2 図）を作成した。また、女子学生等の理解をより深めるため、女性消防吏員のキャリアパス、勤務形態や勤務条件等について具体的事例を用いて示した「女性消防士の WORK+LIFE ガイドブック」を配布した（特集 6-3 図）。

特集 6-2 図 女性消防吏員 PR ポスター



特集 6-3 図 女性消防士の WORK+LIFE ガイドブック



(3) ポータルサイト等による幅広い PR

消防庁ホームページ内に女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイトを平成 28 年度に開設した。

この中に、男女ともに安心して働き続けられる職場環境であることを伝える「教育制度・福利厚生」、消防の仕事に関する疑問等を解消する「女性消防士 Q & A」、ワンデイ・インターンシップ等を紹介する「イベント情報」、全国の各消防本部の基礎情報やホームページのリンク等が一目で分かる「消防本部サーチ」

(特集 6-4 図) のほか、現役女性消防吏員の生き生きとした活動を紹介する動画を掲載している。なお、「消防本部サーチ」については、平成 30 年度にリニューアルし、各消防本部の採用試験情報を簡単に検索できるようにした。また、平成 28 年度に、総務省消防庁公式 Facebook ページ「総務省消防庁ー女性活躍ー」を開設し、ソーシャルメディアを通じて身近でタイムリーな情報の発信を行っている。

加えて、消防庁ホームページ及び民間就職情報提供サイトに、各消防本部が行う職場体験の実施日時・体験内容等を掲載し、女子学生等から直接職場体験に参加申し込みができる窓口も設けている。

特集 6-4 図 女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト内「消防本部サーチ」



(4) 消防庁女性活躍ガイドブックの作成

平成 30 年 3 月に先進的な取組を行っている消防本部の事例等をまとめた「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、全国の消防本部等に提供するとともに、消防庁ホームページにも公開している ([http://www.fdma.go.jp/disaster/josei\\_souborijin\\_katuyaku\\_suisin/index.html](http://www.fdma.go.jp/disaster/josei_souborijin_katuyaku_suisin/index.html))。

(5) 女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度の新設

消防庁では、女性消防吏員の採用が進んでいる消防本部の人事担当者や女性活躍に関する有識者を希望する消防本部等に派遣して、採用促進の具体的な取組等について助言する「女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度」を平成 29 年 12 月に新設した。これまでに 16 件派遣し、1,293 人の参加がある(平成 30 年 10 月 1 日現在)。



女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣の様子

### （6）全国説明会の開催

平成 30 年度は、5 月から 8 月にかけて、全国 7 か所で各消防本部の人事担当幹部等を対象に説明会を開催し、消防本部における女性消防吏員の活躍推進の意義や各消防本部の取組状況等を説明したほか、先進的な取組を行っている消防本部を視察し、女性消防吏員確保のための課題や対策についての意見交換を行った。



全国説明会東京会場の様子

### （7）消防大学校における取組

消防大学校の教育訓練では、平成 28 年度から女性消防吏員のキャリア形成の支援を主たる目的とした 5 日間の女性専用コース「女性活躍推進コース」

を実施するとともに、各学科の定員の 5 % を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進している。

また、消防長をはじめとした幹部職員に対して、女性の職域拡大、上司の育児参加の理解・支援を含めた働きやすい環境の整備など、女性活躍推進に係る意識の改革・醸成等を目的とした講義を実施している。

平成 29 年度からは、女性活躍推進コースの定員を 48 人から 60 人に増員するとともに、教育日数を 5 日間から 7 日間に拡充しているほか、女性の活躍推進をテーマとした「消防大学校フォーラム」を開催している。



消防活動訓練（女性活躍推進コース）



課題研究発表（女性活躍推進コース）